

令和 7 年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き 亀山市

平素は、亀山市税務行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、**償却資産**についても課税の対象となります。

償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在における償却資産の状況について、当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないことになっています（地方税法第 383 条）。

つきましては、この手引きをご参照いただき、令和 7 年 1 月 1 日現在の償却資産の状況について申告書等を作成のうえ、ご提出ください。

※ 資産の多少、増減の有無に関わらず申告書の提出は必要です。

※ 解散、廃業、移転等により該当する資産がない場合は、備考欄にその旨を記載しご提出ください。

《申告期限》 令和 7 年 1 月 31 日（金）

※ 申告期限間近になりますと、窓口の混雑が予想されますので、令和 7 年 1 月 17 日（金）までの早期の提出にご協力ください。

《提出先及び問い合わせ先》

亀山市総務財政部 税務課 資産税グループ
〒519-0195 三重県亀山市本丸町 5 7 7 番地
TEL 0595-84-5010（直通） FAX 0595-82-3883

※ 償却資産申告書の控用に受付印が必要な方は、控用も一緒にご提出ください。

※ 郵送にてご提出の場合で、控用の返信が必要な方は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。

償却資産の申告は

エルタックス
eLTAX

を利用して電子申告できます。

eLTAX（電子申告）の手続きなどの詳細は、eLTAXのホームページをご覧ください。
ヘルプデスクへお問い合わせください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00（土日祝日、年末年始 12/29~1/3 を除く）

ヘルプデスク TEL 0570-081459（左記の電話で繋がらない場合は 03-6745-0720）

申告の受付時間は、8:30~24:00（土日祝日、年末年始 12/29~1/3 を除く）

eLTAX



目次

I 償却資産の概要.....	2
1 償却資産とは	2
2 償却資産の種類と具体例	2
3 建築設備の家屋と償却資産の区分.....	2
4 業種別の主な償却資産	4
5 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分（特殊自動車）	4
6 申告の対象となる資産	5
7 申告の対象とならない資産	5
8 少額の減価償却資産の取扱い	5
9 国税（法人税・所得税）との主な相違点.....	6
10 リース資産について	6
11 増加償却について	6
II 申告の方法について.....	7
1 書類による申告書等の提出方法.....	7
2 電子申告による申告データ等の提出方法.....	8
3 計算例（概算）	9
4 マイナンバー（個人番号・法人番号）	10
III 非課税・課税標準の特例等について.....	11
1 非課税となる償却資産	11
2 課税標準の特例が適用される償却資産.....	11
IV 申告書様式.....	13

○ 実地調査及び帳簿確認調査について

亀山市では現在、地方税法第353条及び同法第408条の規定に基づいて、実地調査及び帳簿確認調査を順次進めています。所有されている償却資産について、職員が事業所にお伺いしたり、電話や文書で帳簿（「固定資産台帳」、「減価償却費明細書」、「貸借対照表」）等の帳簿）のご提出をお願いしたりすることがありますので、その際にご理解とご協力のほどお願いします。

その結果、申告がなされていない資産があった場合や、申告内容に誤りがあった場合は、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年に応じて遡及（最大5年度）することになりますので、あらかじめご承知ください。

○ 不申告、虚偽の申告をされた場合

資産を所有している方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び亀山市税条例第85条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条及び同条例第79条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

例えば、工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け、農業を営んでいるなどの事業を行っている法人や個人の方で、事業のために用いている構築物（建物附属設備を含む）、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具及び備品等が、償却資産に該当します。

2 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構 築 物	門、塀、フェンス、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設、独立したキャノピー、屋上看板等の広告設備等
	建物附属設備	1 家屋の所有者が取り付けけた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が貸借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（特定附帯設備）等 ※3 ページ<建築設備の家屋と償却資産の区分表>を参照
第2種	機械及び装置	工作機械、土木機械、建設機械、印刷機械、化学装置、機械式駐車設備、運搬設備（コンベアー等）、太陽光発電設備等
第3種	船 舶	モーターボート等
第4種	航 空 機	ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）に該当するフォーク・リフト、ショベル・ローダ等、構内運搬車、台車等 <u>※自動車税、軽自動車税種別割の対象となるものは除く</u> ※4 ページ「5 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分（特殊自動車）」を参照
第6種	工具・器具及び備品	測定工具、検査器具、切削工具、事務机、事務椅子、キャビネット、金庫、陳列ケース、応接セット、レジスター、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、理美容機器、医療機器、厨房用品等

3 建築設備の家屋と償却資産の区分

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

（1）家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは次ページ「建築設備の家屋と償却資産の区分表」をご覧ください。

（2）家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等*が取り付けけた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。賃借人（テナント）等が取り付けけた内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、賃借人（テナント）等が償却資産としてご申告ください。 *賃借人（テナント）等とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

＜建築設備の家屋と償却資産の区分表＞

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ場合		異なる場合
			家屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作等工事一式	○		●
電気設備	受変電設備	設備一式		●	●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●	●
	中央監視設備	設備一式		●	●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		●	●
		屋内設備一式	○		●
	電話設備	電話機、交換機等の機器		●	●
		配管・配線、端子盤等	○		●
	LAN設備	設備一式		●	●
	盗難非常通報装置	設備一式	○		●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		●
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●	●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○		●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		屋内の配管等	○		●
	衛生設備	設備一式（大小便器、洗面器等）	○		●
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛、据置型等）、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		家屋と一体となっている設備（天吊・天井埋込型等）	○		●
	換気設備	特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
防災設備	火災報知設備	設備一式	○		●
	避雷設備	設備一式	○		●
	消火設備	消火器、避難器具、ホース、ノズル、ガスボンベ等		●	●
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		●
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベアー		●	●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、旅館、ホテル等）、寮・病院、社員食堂等の厨房設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	その他	洗濯設備、ろ過装置、POSシステム、看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備、駐輪設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		●	●
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設、アスファルト舗装等）		●	●

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

4 業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産の例示です。

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
各業種共通	駐車場設備、舗装路面、外構、外灯、看板（広告塔、ネオンサイン）、ルームエアコン、パソコン、コピー機、応接セット、ロッカー、レジスター、金庫、LAN設備等

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫等
飲 食 業	接客用家具・備品、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器等
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、キャビネット等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、プレス盤、梱包機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォーク・リフト（軽自動車税種別割の課税対象となるものを除く）、大型特殊自動車等
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、中央監視設備、門・塀・外灯・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装、自転車置場、太陽光発電設備等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、機械式駐車設備、舗装路面等

※ 社会通念上家屋と認めがたく、構造、規模等簡易なものであり、家屋として課税客体としないことが適当である建造物は、償却資産の対象となります。

5 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分（特殊自動車）

フォーク・リフト、ショベル・ローダ等の事業用の特殊自動車にかかる税は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分されています。小型特殊自動車は軽自動車税種別割、大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となります。

＜小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分＞

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
自 動 車 の 長 さ	4.70メートル以下	左記の規格をひとつでも超えるもの ナンバー取得車は分類番号が次のもの 「0」、「00～09」、「000～099」 「9」、「90～99」、「900～999」
自 動 車 の 幅	1.70メートル以下	
自 動 車 の 高 さ	2.80メートル以下	
最 高 速 度	時速15キロメートル以下	

↓

↓

軽自動車税種別割	固定資産税（償却資産）
軽自動車税の申告をしてナンバー交付を受けてください。（ナンバーは公道の走行有無に関わらず必要です）	償却資産として申告してください。（ナンバーの有無に関わらず申告が必要です）

※ 農耕用作業自動車の場合は大きさの要件がなく、最高速度が時速35キロメートル未満のものは小型特殊自動車となります。

6 申告の対象となる資産

次のような資産でも1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 簿外資産（固定資産台帳等の帳簿に記載されていない資産）
- ② 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産
- ④ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼動資産（取得後まだ稼動していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ⑦ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産

7 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となるべきもの（小型フォーク・リフト等）
- ② 無形固定資産（特許権・電話加入権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ④ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑤ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

※ 「6 申告の対象となる資産」⑥、⑦及び「7 申告の対象とならない資産」④、⑤については「8 少額の減価償却資産の取扱い」をご参照ください。

8 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、次の①～③に該当する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、次の④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	償却方法	取得価額				
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	
①	一時損金算入 * 1	申告対象外				
②	3年一括償却 * 2	申告対象外				
③	リース資産（ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象		
④	中小企業特例 * 3	申告対象				
⑤	個別減価償却 * 4	申告対象				

- * 1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条
- * 2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項
- * 3 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和5年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。
- * 4 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

9 国税（法人税・所得税）との主な相違点

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ （減価率は平成19年3月31日以前取得資産に適用していた「旧定率法」で使用する償却率と同じ）	定額法、定率法（平成10年4月以降取得の建物を除く）の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。 （租税特別措置法）
増加償却	認められます。	認められます。 （法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

10 リース資産について

ファイナンスリース取引のうち所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が20万円未満である場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。

11 増加償却について

通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、法人税法若しくは所得税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その際、税務署長への届出書の写しを償却資産申告書とともに提出してください。

ただし、租税特別措置法において規定されている特別償却・割増償却は、償却資産については認められませんのでご注意ください。

- * 増加償却とは、機械及び装置について通常の使用時間を超えて使用する場合に所轄税務署長に届出書を提出することにより、償却限度額を一時的に増加させることです。

Ⅱ 申告の方法について

1 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」、「種類別明細書」等の所定の書類を、窓口又は郵送により提出いただく方法です。

※ 亀山市から送付した申告書以外を使用して申告される場合は、用紙のサイズはA 4にいただき、送付した申告書を添付してご提出ください。

<申告方式>

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、市で行います。また前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

イ 電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

<提出書類>

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1	別表2
					増加資産・全資産用	減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方	○	○	○	○*1	
	増加又は減少した資産のない方	○		○*2	○	
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○*3	○*1	
	償却資産を所有されていない方			○*4		
電算処理方式	初めて申告される方	○*5		○	○*6	
	前年以前に電算処理方式により申告された方	○*5		○	○*6	
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○*3		
	償却資産を所有されていない方			○*4		

* 1 種類別明細書は内容を変更のうえご提出ください。

* 2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考」欄の「増減なし」に○を記載してください。

* 3 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考」欄にその旨（令和5年5月31日廃業等）を記載してください。

* 4 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考」欄に「該当資産なし」と記載してください。

* 5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。

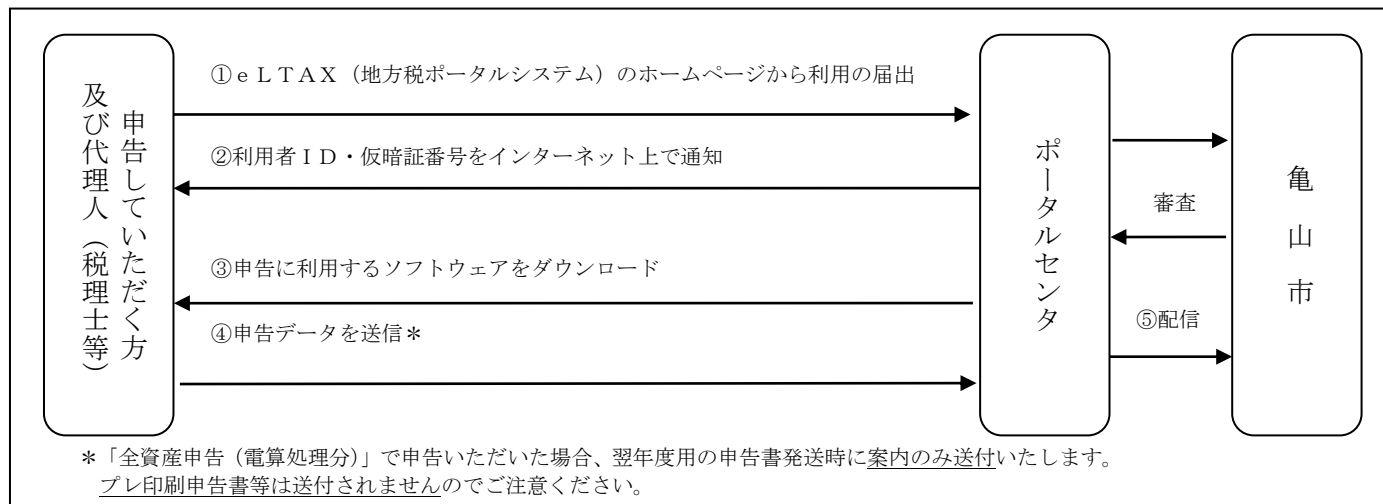
* 6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

2 電子申告による申告データ等の提出方法

e L T A X（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先の市町村へ配信されます。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで、e L T A Xのホームページから利用の届出を行う必要があります。

電子申告のながれ（利用届出から申告データの送信まで）



<申告方式>

ア 一般方式

申告区分「増加資産／減少資産申告」等により、申告していただく方式です。

イ 電算処理方式

申告区分「全資産申告（電算処理分）」等により、申告していただく方式です。

<提出データ>

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1 増加資産・全資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方	○	○	○	○*1	○
	増加又は減少した資産のない方	○		○*2		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○*3	○*1	
	償却資産を所有されていない方			○*4		
電算処理方式	初めて申告される方	○*5		○	○*6	
	前年以前に電算処理方式により申告された方	○*5		○	○*6	
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○*3		
	償却資産を所有されていない方			○*4		

* 1～6については、前ページ下欄の注意書きをご参照ください。

3 計算例（概算）

計算例は以下のとおりです。

なお、一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、市で行いますので、算出する必要はありません。

【固定資産評価基準で定められた評価額の計算方法】

- ・前年中に取得した資産 取得価額 × (1－減価率×1／2) ※
- ・前年前に取得した資産 前年度評価額 × (1－減価率) ※

※ () 内の率を減価残存率といいます。() 内は最後に小数点以下第4位を切り捨てます。

評価額の最低限度額は取得価額の5％になります。算出した評価額が取得価額の5％を下回る場合は、取得価額の5％の額が評価額となります。

種類	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額
1	看板（ネオンサイン）	1	令和6年 2月	1,600,000円	3年	0.536	1,171,200円 *1
1	アスファルト舗装	1	令和5年 9月	3,000,000円	10年	0.206	2,136,654円 *2
6	エアコン	4	令和4年10月	600,000円	6年	0.319	233,735円 *3
合計							3,541,589円

*1	1,600,000円	×	(1－0.536×1/2)	=	1,171,200円	(令和7年度評価額)
*2	3,000,000円	×	(1－0.206×1/2)	=	2,691,000円	(令和6年度評価額)
	2,691,000円	×	(1－0.206)	=	2,136,654円	(令和7年度評価額)
*3	600,000円	×	(1－0.319×1/2)	=	504,000円	(令和5年度評価額)
	504,000円	×	(1－0.319)	=	343,224円	(令和6年度評価額)
	343,224円	×	(1－0.319)	=	233,735円	(令和7年度評価額)

課税標準額（千円未満切捨）	×	税率（1.4/100）	=	税額（百円未満切捨）
3,541,589円 ⇒ 3,541,000円	×	0.014	=	49,574円 ⇒ 49,500円

期別毎の税額については、年間の税額を納期の数で割って、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を第1期の納付額に合算します。

年税額	第1期	第2期	第3期	第4期
49,500円	13,500円	12,000円	12,000円	12,000円

＜減価率＞（固定資産評価基準別表15 耐用年数に応ずる減価率表より抜粋）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	11	0.189	21	0.104
3	0.536	12	0.175	22	0.099
4	0.438	13	0.162	23	0.095
5	0.369	14	0.152	24	0.092
6	0.319	15	0.142	25	0.088
7	0.280	16	0.134	30	0.074
8	0.250	17	0.127	35	0.064
9	0.226	18	0.120	40	0.056
10	0.206	19	0.114	45	0.050
		20	0.109	50	0.045

4 マイナンバー（個人番号・法人番号）

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、個人番号の記入欄が設けられた申告書等を提出いただく際は、番号法に基づく本人確認（番号確認及び身元確認）を行うこととなりました。

「番号確認」とは・・・正しい個人番号であることの確認

「身元確認」とは・・・申告者等が、個人番号の正しい持ち主であることの確認

なお、法人番号については、番号法に基づく本人確認は行いません。

本人確認資料の提示（添付）について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、以下の（１）又は（２）の本人確認資料の原本又は写しをそれぞれ１種類ずつ申告時にご提示（添付）していただきますようお願いいたします。

なお、e L T A X（電子申告）による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。また、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合も、本人確認資料のご提示（添付）は不要です。

（１）本人が申告書を提出する場合

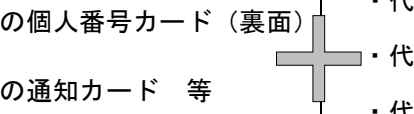
	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	・ 個人番号カード（裏面）  ・ 通知カード 等	・ 個人番号カード（表面）  ・ 運転免許証 等

※ 郵送時は写し（コピー）を同封してください。

※ 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

※ 有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。

（２）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	・ 本人の個人番号カード（裏面）  ・ 本人の通知カード 等	・ 代理人の個人番号カード（表面） ・ 代理人の運転免許証 ・ 代理人の税理士証票 等	・ 税務代理権限証書 ・ 委任状 等

※ 郵送時は写し（コピー）を同封してください。

※ 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

※ 有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。

なお、郵送にて提出された申告書に添付の本人確認資料については、返信用封筒を同封されていても返却することはいたしません。市が取得した本人確認資料については、申告書とともに厳重な保管管理を行い、亀山市文書取扱規程に基づき、後日確実に廃棄させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Ⅲ 非課税・課税標準の特例等について

1 非課税となる償却資産

地方税法第348条、地方税法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

2 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、地方税法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第16条の2、同法附則第56条、旧地方税法附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例内容については、各法令をご確認ください。

(例) 自家消費型太陽光発電設備、経営力向上設備、先端設備等

特例の対象となる資産がある場合は、償却資産申告書と一緒に、「特例適用申請書」、関係書類(特定施設設置届の写し、図面等、特例の適用を受けることができることを証明する書類等)を提出してください。また、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に「特例」と記入してください。

●先端設備等導入計画に基づき取得した機械設備等の特例について

中小企業等経営強化法により、中小企業者等が、市から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づき取得した新規設備等について、一定の要件を満たす場合、課税標準の特例が適用されます。

・平成30年6月6日(構築物と事業用家屋については令和2年4月30日)から令和5年3月31日までの間に取得したもの

⇒ 取得した翌年度から3年間 課税標準額がゼロになります。

・令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得したもの

⇒ 取得した翌年度から3年間 課税標準額が2分の1に軽減されます。

※ 賃上げ方針を「先端設備等導入計画」内に位置付けて従業員に表明した場合

⇒ 最長5年間、課税標準が3分の1に軽減されます。

(地方税法附則第15条第45項、旧附則第15条第64項)

【対象となる方】

- ・資本金もしくは出資金を有する法人のうち、その額が1億円以下の法人
- ・資本もしくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ ただし、次の法人はたとえ資本金が1億円以下でも対象となりません。

- ・同一の大規模法人(資本金もしくは出資金を有する法人のうち、その額が1億円を超える法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人を超える法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※ 先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業経営強化法上の「中小企業者」とは、規模要件が異なりますのでご注意ください。

【対象設備の要件】

次の3つのすべての要件を満たす必要があります。

- ・生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの
- ・生産、販売活動等に直接使用する設備であること
- ・中古資産でないこと(事業用家屋にについては新築であること)

(対象となる設備)

- ・市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、計画認定から令和7年3月31日までに新規取得した設備

設備の種類	取得価格	販売開始からの年数
構築物 *	120万円以上	14年以内
事業用家屋 *	120万円以上 (合計取得価額300万円以上の先端設備等とともに設置したものに限る)	
機械及び装置	160万円以上	10年以内
工具 (測定工具・検査工具)	30万円以上	5年以内
器具及び備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備 (償却資産として課税されるものに限る)	60万円以上	14年以内

* 構築物と事業用家屋については、令和2年4月30日から令和5年3月31日までの間に、市から認定を受けた先端設備導入計画に基づき取得した新規設備等に限ります。

【提出時期】

固定資産税（償却資産）の申告の際に、申告書とともに次の書類を添付して提出してください。

【提出書類】

- ① 固定資産税（償却資産及び事業用家屋）課税標準の特例申請書
- ② 認定を受けた先端設備等導入計画の写し
- ③ 認定を受けた先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ④ 認定経営革新等支援機構による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書の写し
または投資計画に関する確認書の写し
- ⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
(課税標準の3分の1軽減を受けたい場合のみ)
- ⑥ その他必要と認められる書類

※ 事業用家屋がある場合は、次の4点も提出が必要です。

- ① 事業用家屋の建築確認済証
- ② 家屋の平面図、立面図等
- ③ 先端設備の購入契約書
- ④ 事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合が確認できる書類

※ リース会社が申告する場合は、次の2点も提出が必要です。

- ① リース契約書の写し
- ② 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書

【注意事項】

- この特例を受けるためには、先端設備等導入計画の認定後に設備を取得することが必須です。
先端設備等導入計画の認定については、亀山市産業環境部商工観光課商工業振興グループ（TEL0595-84-5049）にお問い合わせください。
- 上記の添付がない場合は特例の適用ができません。
- 償却資産申告の時期まで、必要書類等は大切に保管してください。また、必要に応じ、上記以外の添付書類の提出を求める場合があります。
(例) 当該設備の設置に必要な経費も含めて特例適用を希望される場合
⇒購入・設置費の明細書、図面等
- 必要書類やその他添付書類の精査により、ご申告いただいた取得価格の一部または全部が特例の対象とならない場合があります。
- 必要な書類の提供が受けられない場合、特例の適用について保留し、適用前の軽減がされていない税額で課税させていただきます。その後、書類の提出があれば、要件に当てはまる部分について税額を変更（軽減）いたします。

IV 申告書様式

第二十六号様式（提出用）

[illegible]

令和 7 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一(提出用)

種別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚のうち																
900000-0										株式会社 亀山〇〇〇				1枚														
※	所	有	者	コ	ー	ド	※	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月			(イ) 取得価額			(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	(ニ) 価額			(ホ) 課税標準額			増加事由	摘要	
												年	年	月	十億	百万	千			円	十億	百万	千	円	課税標準額の特例			率
01	1	1	1	0	0	1				アスファルト舗装	1	3	5	3	1	560	300	1	0	0							1・2 3・4	
02	1	1	1	0	0	2				ブロック塀	1	3	5	3		600	500	1	5	0						1・2 3・4		
03	1	1	1	0	0	3				外構工事一式	1	3	5	3	1	885	500	1	5	0						1・2 3・4		
04	2	1	1	0	0	4				コンベアー工事一式	1	3	5	4		365	500	1	0	0						1・2 3・4		
05	2	1	1	0	0	5				溶接機	1	4	2	4		600	500	1	0	0						1・2 3・4		
06	2	1	1	0	0	6				ドリル研磨機	1	4	2	4		400	500	1	0	0						1・2 3・4		
07	2	1	1	0	0	7				太陽光発電設備一式	1	4	2	5	1	1	565	500	1	7	0					1・2 3・4		
08	5	1	1	0	0	8				搬送用台車	1	4	1	1	2		422	200	4	0	0					1・2 3・4		
09	6	1	1	0	0	9				防犯カメラ一式	1	4	2	0	3		800	500	6	0	0					1・2 3・4		
10	6	1	1	0	0	1	0			発電機	1	4	2	5	1		154	500	1	0	0					1・2 3・4		
11	6	1	1	0	0	1	1			エアコン	1	4	2	3		250	600	6	0	0						1・2 3・4		
12	6	1	1	0	0	1	2			パソコン	1	4	3	0	3		155	500	4	0	0					1・2 3・4		
13	6	1	1	0	0	1	3			パソコン	1	5	6	2		200	500	4	0	0					1・2 3・4			
14	6	1	1	0	0	1	4			プリンター	1	5	6	2		130	500	4	0	0					1・2 3・4			
15																										1・2 3・4		
16																										1・2 3・4		
17																										1・2 3・4		
18																										1・2 3・4		
小計															8	761	600											

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

敗

固定資産税(償却資産及び事業用家屋)課税標準の特例申請書

龜山市長 様

日 月 年 采 金

所有者

住所または所在

氏名または名称

()
吹
米
語
聲

令和年度固定資産税について、下記の資産は課税標準の特例に該当するので関係書類を添えて適用の申請をします。

הב

1. 固定資産税(償却資産)課税標準の特例該当資産(地方税法第349条の3、法附則第15条等)

適用条項	資産 区分	資産の名称	数量	取得年月 号 年 月	取得価格	耐用 年数	備考	特例率
地方税法 第 条 第 項					円			
地方税法 第 条 第 項								
地方税法 第 条 第 項								
地方税法 第 条 第 項								
地方税法 第 条 第 項								

2. 固定資産税（事業用家屋）課税標準の特例該当資産（旧地方税法附則第64条）

適用条項	所在地	家屋番号	床面積	床面積のうち事業用		備考	特例率
				面積	割合		
旧地方税法附則第64条	亀山市						
旧地方税法附則第64条	亀山市						
旧地方税法附則第64条	亀山市						
旧地方税法附則第64条	亀山市						
旧地方税法附則第64条	亀山市						

(備考)

1. 太枠内を記載してください。
2. 先端設備等導入計画を申請し、本市の認定を受けたもので、固定資産税課税標準の特例が適用される資産が適用の対象となります。
3. 償却資産の資産区分については、次のコードを記載してください。
 - 1：構築物
 - 2：機械及び装置
 - 5：車両及び運搬具
 - 6：工具、器具及び備品
4. この申請書は、償却資産申告書とともに必要書類を添付したうえで提出してください。
5. 償却資産申告書の種類別明細書摘要欄に、特例該当の旨を記載してください。
6. 事業用家屋については、前年度における課税明細書に記載の単位で記入してください。（前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入してください。）また、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであることが要件となります。
7. この申請書は、特例資産に該当することとなった最初の年度の申告の際に提出すれば、翌年以降は提出の必要はありません。